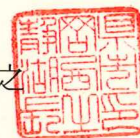


湖西市規程第4号

湖西市公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

湖西市長 田内 浩之



湖西市公文書管理規程の一部を改正する規程

湖西市公文書管理規程（令和6年湖西市規程第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「同条第2項及び第3項の規定による」を「同条第2項及び第3項に規定する」に改め、「文書発送」の次に「（第37条各号に規定する方法によるものを除く。）」を加え、「（第37条各号の規定による発送を除く。）」を削る。

第6条第2項中「。次条において同じ」を削る。

第10条第3項第1号中「（法規文書及び次項第1号の規程の制定を含む。）」を削る。

第15条第3項中「法規番号簿（様式第1号）に記載して」を「文書管理システムに記録して」に改め、同条第4項中「告示番号簿（様式第2号）に記載して」を「文書管理システムに記録して」に改め、同条第5項を削る。

第17条中「施行」の次に「（例規にあつては公布）」を加える。

第19条第1項中「到達文書」の次に「（次条第1項の規定による回付又は第21条の規定による引継ぎを受けた文書を含む。）」を加え、「とおりの」を「ところにより」に改め、同項第2号中「様式第3号」を「別記様式」に改め、同条第2項中「前各号」を「前項各号」に、「とおりの」を「ところにより」に改める。

第20条第1項中「回付し、第19条の規定による手続をとらなければならない」を「回付しなければならない」に改め、同条第2項中「明りようである」を「明瞭である」に改める。

第 21 条第 2 項を削る。

第 22 条各号列記以外の部分中「第 19 条」を「第 19 条第 1 項各号」に、「配布され、課において受領した」を「配布を受け收受し、又は第 20 条第 2 項の規定により直接收受した」に改め、「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「方法」を「ところ」に改め、同条第 1 号中「当該收受文書」を「收受文書」に、「供覧（決裁又は決定を要しない事案であるが、参考とするため又は指示を受けるため、上司、課の職員等の閲覧に供することをいう。以下この条において同じ。）する」を「供覧（決裁又は決定を要しない事案であるが、参考とするため又は指示を受けるため、上司、課の職員等の閲覧に供することをいう。以下この条において同じ。）をする」に改め、同号ただし書中「公文書」を「收受文書」に改め、同条第 2 号中「前項の規定にかかわらず」を「前号の規定にかかわらず」に、「前号の規定により」を「同号の規定により」に改め、同号ただし書中「公文書」を「收受文書」に改め、同条第 4 号中「受付文書」を「收受文書」に、「当該公文書」を「当該收受文書」に改める。

第 24 条第 1 項中「含む」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項ただし書中「方法」を「ところ」に改め、同項第 1 号中「起案する」を「起案及び回議をする」に改め、同項第 2 号中「文書管理システムに電子文書を」を「電子文書にあつては文書管理システムに」に、「起案する」を「起案及び回議をする」に改め、同条第 2 項中「のもの」を「の公文書」に改め、「グループウェアシステムを利用し、又は」を削り、「処理する」を「起案及び回議をする」に改める。

第 25 条中「起案する」を「起案をする」に改め、同条第 1 号中「とする」の次に「こと」を加え、同条第 2 号中「以下」を「第 32 条において」に改め、同条第 5 号中「起案に当たって」を削り、同条第 6 号中「起案事項について」を削る。

第 26 条中「回議し」を「回議をし」に改める。

第 27 条第 1 項中「文書」を「公文書」に、「合議しなければならない」を「合議をしなければならない」に改め、同項第 2 号中「合議する」を「合議をする」に改め、同条第 2 項中「前項の規定による」、「が起案文書によるものである場合」を削り、同条第 3 項中「合議」を「、合議」に改める。

第 28 条中「起案文書を」を「他の部又は課に」に、「回覧し」を「回議をし」に改め、「会議」の次に「で決定をすること」を加える。

第 30 条の見出し中「合議した起案文書」を「合議をした公文書」に改め、同条中「合議した起案文書」を「合議をした公文書」に、「合議した」を「合議をした」に、「決裁された」を「決裁がされた」に改める。

第 31 条中「起案文書の回付を受けた」を「回議があった」に改める。

第 33 条第 1 項中「事案」を「主管課は、事案」に、「施行の手続をとらなければならない」を「次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定めるところにより処理をしなければならない」に、「ただし」を「この場合において」に、「施行する」を「当該処理をする」に、「ものについては」を「ときは」に、「上司」を「課長」に、「指示を受ける」を「指示するところにより処理をする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 議会の議決を要する公文書（次号及び次項において「議案文書」という。）
総務課へ送付すること。
- (2) 議案文書以外の公文書 施行（例規（条例を除く。）にあつては公布）をすること。

第 33 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前項の規定により」を「次の各号に掲げる公文書の」に、「次」を「速やかに当該各号」に改め、同項第 1 号中「法規文書等は、告示番号簿に登録したのち、公布等」を「制定又は改廃の議決があつた条例 公布」に改め、同項第 2 号中「議案文書は、議会に提出の」を「議案文書 議会に提出する」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削る。

第 34 条中「当該公文書を」を削り、「当該公文書と当該事案に係る起案文書」を「当該公文書と浄書した公文書」に改める。

第 36 条中「とりまとめて」を「取りまとめて」に改める。

第 39 条中「保存する」を「保存をする」に改める。

第 42 条第 1 項前段中「次」の次に「の各号」を、「掲げる」の次に「区分に該当する」を加え、「当該簿冊の区分に応じ」を削り、同項中「次の各号」の次に「の

いずれか2以上の区分」を加え、「簿冊に係る公文書が他の区分にも該当する」を削り、「それぞれの」を「当該2以上の区分に係る」に改め、同項各号中「簿冊」を「もの」に改める。

第43条中「、歴史的公文書」を「歴史的公文書」に改める。

第45条中「廃棄文書」を「当該簿冊内の公文書」に改める。

第47条の見出しを削る。

別表第4の7の項中「寄付行為」を「寄附行為」に改め、同表の13の項中「予算書編」を「予算書」に改め、同表の14の項中「昭和53年湖西市規則第53号」を「昭和53年湖西市規則第8号」に、「規程する」を「規定する」に改める。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を別記様式とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。